

報道関係者 各位

令和元年9月12日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 須田 健二

賃金指導官 佐々木重徳

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

### 秋田県特定最低賃金専門部会の合同開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、秋田県特定最低賃金専門部会を下記のとおり合同で開催します。

今回の専門部会では、秋田県特定最低賃金額改正決定に係る各専門部会の部会長及び部会長代理の選出、各専門部会の審議の進め方などについて審議を予定しています。

秋田県の各特定最低賃金等については、裏面をご参照下さい。

#### 記

- 1 日時 令和元年9月19日（木）午後3時00分から
- 2 場所 秋田県教育会館 3階会議室（秋田市山王4丁目4-14）
- 3 議題
  - (1) 秋田県特定最低賃金各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 秋田県特定最低賃金各専門部会の審議の進め方について
  - (3) その他
- 4 傍聴等申込要領
  - (1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。  
(FAX番号 018-864-6370 締め切り：令和元年9月17日（火）17時必着)
  - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）
  - (3) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。

## ○秋田県の特定最低賃金（特定の産業の労働者に適用されるもの）

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金	時間額 8 7 1 円
秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金	時間額 8 0 8 円
秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金	時間額 8 4 5 円
秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	時間額 8 3 8 円

\*各時間額は、平成 30 年 12 月 24 日から発効されている時間額。